

意見書

平成23年12月20日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成23年12月20日に開催した平成23年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より港湾事業1箇所、担い手育成基盤整備事業1箇所、海岸環境整備事業1箇所の計3箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 港湾事業 [県事業]【事後評価対象事業】

504番 津松阪港おおぐち(大口地区)

当該箇所は、平成12年度に事業に着手し平成18年度に完了した事業である。
審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。

(2) 担い手育成基盤整備事業 [県事業]【事後評価対象事業】

501番 津中部地区

当該箇所は、平成9年度に事業に着手し平成17年度に完了した事業である。
審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。
ただし、今後の社会情勢の変化に対応し、事業効果が発現するよう、市および地元農家と連携し営農指導に努められたい。

(3) 海岸環境整備事業 [県事業]【事後評価対象事業】

502番 錦漁港海岸

当該箇所は、平成8年度に事業に着手し平成17年度に完了した事業である。
審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。
ただし、ソフト対策として防災対策を進め、特に津波・地震に対して、よりわかりやすい避難標示看板の設置に努められたい。